

教職課程
自己点検評価報告書
花園大学

2023年3月

目次

1-1. はじめに	3
1-2 建学の精神.....	3
1-3 大学の基本情報.....	5
1-4 教職に係る基本情報	6
2-1. 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定	11
2-2 開設免許課程と建学の精神の関係（各学科）	13
2-3 計画策定と見直しの状況.....	22
3-1 授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況.....	24
3-2 必要施設・設備等の整備状況.....	24
3-3. 科目体系（教育の基礎的理解に関する科目）	24
3-4 科目体系（教科に関する専門的事項）	27
3-5 教職以外科目との連携（各学科ごと）	31
3-6. 科目を横断する教員としての必要能力教授の状況.....	34
3-7 各科目の状況（目標設定、コアカリ対応）	35
3-8 各科目の状況（シラバス）	35
3-9 各科目の状況（主にアクティブ・ラーニング、ICT等多様な学びの活用）	35
3-10. 教職実践演習・教育実習等の実施状況.....	39
4-1 教員配置	42
4-2 教職課程運営体制.....	43
4-3 FD・SDの実施状況.....	43
5-1 教職課程に係る情報の公表	43
5-2 教職課程に係る自己点検・評価に関する情報公表の状況.....	44
6-1 学生確保の取組.....	45
6-2 教職希望学生の把握	45
6-3 履修指導の状況.....	45
6-4 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の学生への周知.....	46
6-5 教育現場との接触機会の設定	46
6-6 教職に有効な講義外活動.....	46
6-7 キャリア支援	47
6-8 卒業生との連携.....	47
7-1 教育委員会との連携	47
7-2 実習校との連携.....	48
7-3 他大学との連携.....	48

1-1. はじめに

2022年4月からの、教職課程の自己点検・評価とその結果の公表の義務化を受けて、本学でも、今年度（2022年度）より、自己点検・評価に本格的に取り組むこととなった。今年度は、初年度ということもあり、自己点検・評価のための項目の設定や実施方法などについて、手探りの中で進めるかたちとなった。評価項目の設定にあたっては、京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会の2022年度情報交換会に本学の担当教職員が参加して情報収集等を行うとともに、文部科学省の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（案）」（2021年）や全国私立大学教職課程協会の『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引き（2020年）などの参考資料等もふまえながら取り組んだ。今後、自己点検・評価への取り組みを重ねていく中で、本学の実情にあわせて重点的に取り組むべき項目などが出てくる可能性も想定されるが、初年度はまず第一歩ということで、教職課程の取り組みについて全般的に自己点検・評価を行えるよう、満遍なく評価項目を設定することを重視した。

自己点検・評価の実施に際しては、特に主担当となる教職員が密にコミュニケーションを図りながら、現状の成果や課題をできるだけ丁寧に把握し、今後の取り組みの方針を明らかにすることを重視した。大学の授業の性質上、個々の授業の内容や進め方などについては担当教員の裁量に任されているところも多く、また、教職課程を構成する科目のみに絞っても、担当教員同士で授業の関連づけやカリキュラム上の位置づけなどについて十分な意見交換等を行えているとは限らないところもある。この点が、自己点検・評価を進めるうえで特に困難に感じた点の1つである。

今年度の自己点検・評価の結果をふまえて作成した本報告書の内容を、学内の教職員が共通して参照すべき基礎資料と位置づけ、これまでの取り組みを継続すべきところと修正すべきところを共有・検討しながら、改善に向けて取り組んでいきたい。その際、他大学での取り組みの工夫等にも学びながら、よりよい自己点検・評価のあり方についても検討を行い、進めていきたいと考えている。

1-2 建学の精神

[大学全体]

本学は、1872(明治5)年に臨済宗妙心寺山内に創建された教育機関「般若林」を起源とし、「禅仏教精神による人格の陶冶」を建学の精神としている。2022(令和4)年、創立150周年を迎えた。

建学の精神は花園大学学則第1条に規定する他、大学ホームページにおける建学の精神や花園大学中期ビジョンの項目で分かりやすく解説している。

大学ホームページ建学の精神の項目では、次の通り記している。

本学の建学の精神は「禅的仏教精神による人格の陶冶」です。その目的は臨済宗の宗祖で

ある臨濟禪師が「随処に主と作れば、立処皆な真なり」と言われるように、どの様な状況であつても主体的に行動できる、自立性・自律性を養成することです。換言すればそれは、一人の人間としてこの世に生を受けたことの意味や自己の尊厳を自覚し、「自分の生活も他人の生活も大切に」ということに他なりません。そのことを単なる知識として獲得するだけでなく、大学生活を通じて実践的に体験することが肝心です。そのためには「坐禪」を通じて自己を見つめる時間の習慣化と、個別の学生支援や教育支援による直接的な指導が不可欠です。

以上のように、建学の精神である「禪的仏教精神による人格の陶冶」とは、頼ったり依存したりするものをもたず、外的な条件に何ら左右されることのない「自立」・「自律」する力を養成することである。

学生が自己肯定感を獲得するためには先ず自分自身を見つめ、自分の置かれた状況を客観的に把握する、すなわち自分を知ること(「己事究明」)が必要である。自分を見つめることで、自らの長所や関心事、短所や足りない素養が明確化され、目的意識を持って学習することが出来るようになる。また自分を知ること、友人など他者の長所や個性も理解出来るようになり、自分の立場や利益(「自利」)だけで物事を考えるのではなく、他者の立場や利益を慮る心(「利他」)も育成され、自らの人生に社会的役割や意義を見出すことも可能となる。こうした人こそが、まさに「禪的仏教精神による人格の陶冶」を実現した人材である。本学の使命は、こうした人材を育成すること、すなわち、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間を育成すること」である。

学生の「自立」・「自律」を促すために、一人一人の理解度や生活環境に合わせたきめ細かい個別の教育指導を行い、全ての学生が自己肯定感を持てるような大学生活を実現できるよう、教職員一丸となり努めている。

[学部単位]

学部毎の人材養成の目的は、花園大学学則第3条の2に次のとおり定めている。

両学部とも建学の精神を基盤とし、各分野にて社会貢献できる人材育成を目的としている。

文学部

文学部は、建学の精神に基づき、仏教学・日本史学・日本文学にわたる専門的知識と技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、仏教学・日本史学・日本文学にわたる専門的知識・技術を身に付けることを通して、自分が素質として、本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成する。

社会福祉学部

社会福祉学部は、建学の精神に基づき、臨床心理学・児童福祉学を含む社会福祉学全般にわたる専門的知識と技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、社会福祉学全般にわたる専門的知識と技術を身に付けることを通して、自分が素質として、本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成する。

1-3 大学の基本情報

[大学全体]

大学名：花園大学

花園大学 大学院

所在地：京都府京都市中京区西ノ京壺ノ内町 8-1

学部・研究科構成、入学定員、学生数(2022(令和4)年5月1日現在)

学部	学科	入学定員	学生数					計
			1回生	2回生	3回生	4回生	5回生以上	
文学部	仏教学科	35	21	20	38	37		116
	日本史学科	65	60	67	58	91		276
	日本文学科	60	36	43	63	71		213
社会福祉学部	社会福祉学科	80	57	88	85	93		323
	臨床心理学科	85	101	78	84	1121		384
	児童福祉学科	80	33	55	75	51		214
合計		405	308	351	403	467		1,529

2016(平成8)年4月1日募集停止の文学部文化遺産学科、創造表現学科は上表に含まず

課程	研究科	専攻	入学定員	学生数			計
				1回生	2回生	3回生以上	
修士課程	文学研究科	仏教学専攻	5	1	4		5
		日本史学専攻	5	1	3		4
		国文学専攻	5	0	0		0
博士後期課程	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10	1	5		6
		文学研究科	2	1	3	0	4
合計			27	4	15	0	19

教員数(2022(令和4)年5月1日現在)

学部・学科・課程等		専任教員数	法令上必要な 専任教員数	客員教授	非常勤講師	
学長		1				
文学部	仏教学科	6	6	3	132	
	日本史学科	7	6	0		
	日本文学科	7	6	2		
社会福祉学部	社会福祉学科	8	8	0		
	臨床心理学科	9	8	0		
	児童福祉学科	12	7	0		
教養教育課程		8	19	0		
教職課程		2		0		
博物館学芸員課程		2		0		
国際禅学研究所		1		0		0
計		63	60	5		132

1-4 教職に係る基本情報

[大学全体]

設置する教職課程

本学にて取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。このことは、花園大学学則第11条に定めている。また、大学院については、花園大学大学院学則第12条、第13条に定めている。

学部	学科	免許種・教科	
文学部	仏教学科	中学校教諭1種免許状	宗教
		高等学校教諭1種免許状	宗教
	日本史学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史、公民
	日本文学科	中学校教諭1種免許状	国語
		高等学校教諭1種免許状	国語、書道
社会福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭1種免許状	公民、福祉
		高等学校教諭1種免許状	福祉
	臨床心理学科	特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者に関する教育の領域
	児童福祉学科	幼稚園教諭1種免許状	
養護教諭1種免許状			

この他、中学校教諭・高等学校教諭・特別支援学校教諭の免許取得の場合は、学校図書館司書教諭も取得可能

課程	研究科	専攻	免許種・教科	
修士課程	文学研究科	仏教学専攻	中学校教諭専修免許状	宗教
			高等学校教諭専修免許状	宗教
		日本史学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状		地理歴史	
	国文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語	
		高等学校教諭専修免許状	国語	
社会福祉学 研究科	社会福祉学専攻 (臨床心理学領域を除く)	中学校教諭専修免許状	社会	
		高等学校教諭専修免許状	公民	

教育職員免許状取得者数

教育職員免許状取得者数は次のとおりである。この情報は、本学ホームページに公開している。

教員養成の状況に関する情報

本学ホームページ TOP > 大学案内 > [情報公開 教育情報の公表 教員養成の状況に関する情報](#)

[大学全体]

		2018	2019	2020	2021	2022
中学校	宗教	0	1	0	0	0
	社会	9	8	9	15	10
	国語	7	3	4	7	0
高等学校	宗教	1	1	0	0	0
	地理歴史	9	8	8	14	16
	公民	8	9	13	13	13
	国語	7	4	8	11	1
	書道	3	2	2	3	1
	福祉	0	1	4	2	1
幼稚園教諭		70	33	53	38	42
養護教諭		15	17	24	20	11
特別支援学校		6	5	10	6	7
計		135	92	135	129	102

〔学部内訳 文学部〕

		仏教学科					日本史学科					日本文学科				
		2018	2019	2020	2021	2022	2018	2019	2020	2021	2022	2018	2019	2020	2021	2022
中学校	宗教	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会	0	1	0	0	0	6	3	4	11	9	0	0	1	0	0
	国語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	3	7	0
高等学校	宗教	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地理歴史	0	1	0	0	0	6	5	7	14	14	0	0	0	0	0
	公民	0	1	0	0	0	7	5	7	12	9	0	0	1	0	0
	国語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	7	11	1
	書道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	3	1
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	1	5	0	0	0	19	13	18	37	33	17	7	14	21	2

〔学部内訳 社会福祉学部〕

		社会福祉学科					臨床心理学科					児童福祉学科				
		2018	2019	2020	2021	2022	2018	2019	2020	2021	2022	2018	2019	2020	2021	2022
中学校	宗教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/
	社会	0	1	2	1	1	3	3	2	3	0	/	/	/	/	/
	国語	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	/	/	/	/	/
高等学校	宗教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/
	地理歴史	0	2	0	0	2	3	0	1	0	0	/	/	/	/	/
	公民	0	2	2	1	3	1	1	3	0	1	/	/	/	/	/
	国語	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	/	/	/	/	/
	書道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/
	福祉	0	0	0	0	0	0	1	4	2	1	/	/	/	/	/
	幼稚園教諭	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	70	33	53	38	42
	養護教諭	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	15	17	24	20	11
	特別支援学校	0	0	0	0	0	3	5	4	4	2	3	0	6	2	4
	計	0	5	4	2	6	10	12	16	9	4	88	50	83	60	57

[大学院修士課程全体]

		2018	2019	2020	2021	2022
中学校	宗教	0	0	0	0	0
	社会	0	0	0	0	0
	国語	0	0	0	0	0
高等学校	宗教	0	0	0	0	0
	地理歴史	0	0	0	0	1
	公民	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	1

[大学院修士課程内訳 文学研究科]

		仏教専攻					日本史学専攻					国文学専攻				
		2018	2019	2020	2021	2022	2018	2019	2020	2021	2022	2018	2019	2020	2021	2022
中学校	宗教	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	社会	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/
	国語	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0
高等学校	宗教	0	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	地理歴史	/	/	/	/	/	0	0	0	0	1	/	/	/	/	/
	国語	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

[大学院修士課程内訳 社会福祉学研究科]

		社会福祉学研究科				
		2018	2019	2020	2021	2022
中学校	社会	0	0	0	0	0
高等学校	公民	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

卒業者数、教職就職者数

卒業者数、教職就職者数は次のとおりである。この情報は、本学ホームページに公開している。

卒業者数

教育情報の公表

本学ホームページ TOP > 大学案内 > 情報公開 教育情報の公表 > 修学上の情報等
(2) 入学者に関する受入方針、入学定員、入学者数、収容定員、在学者数、収容定員充足率、
卒業(修了)者数、進学者数、就職者数

教職就職者

教員養成の状況に関する情報

本学ホームページ TOP > 大学案内 > 情報公開 教育情報の公表 教員養成の状況に関する情報

卒業・修了者数、教員就職者数

研究科	専攻	2018		2019		2020		2021		2022	
		卒業 者数	教員 就職 者数								
文学部	仏教学科	31	0	25	0	26	0	19	0	28	0
	日本史学科	46	0	48	1	47	2	83	3	73	3
	日本文学科	38	0	25	1	35	2	45	2	54	0
社会福祉学 部	社会福祉学科	78	0	54	0	48	2	53	1	79	0
	臨床心理学科	73	2	61	3	70	5	71	3	100	1
	児童福祉学科	81	20	45	11	67	12	61	18	45	13
計		347	22	258	16	293	23	332	27	379	17

研究科	専攻	2018		2019		2020		2021		2022	
		修了 者数	教員 就職 者数								
文学 研究科	仏教学専攻	4	0	1	0	3	0	2	0	1	0
	日本史学専攻	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0
	国文学専攻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉学 研究科	社会福祉学 専攻	5	0	4	0	3	0	6	0	4	0
計		10	0	5	0	7	0	10	0	6	0

2-1. 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定

大学全体ならびに学科ごとの教員養成の目標については、2019年度に策定していた。しかし、それらに関する教職員の共通理解を図るための取り組みや全学的な見直しの機会の設定は十分とは言えない状況であった。そのため、2022年度には、大学全体、ならびに学科ごとの教員養成の目標の見直しと、再設定した目標を達成するための計画の策定を行った。

まず、「本学が目指す教員像（大学全体）」について、本学の特色（強み）をふまえながら検討を行った。具体的には、「禅的仏教精神による人格の陶冶」という建学の精神、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間を育成」とするとともに、「多様性を包摂し、『誰一人取り残さない』活動を展開」という「花園大学中期ビジョン 2022-2026 について」の内容、本学の3つの特色である「面倒見の良さ」「アクティブ・ラーニング」「地域連携」という包括的な方針に加えて、多様な免許取得を目指す学生の存在、学校と関連する専門家や専門機関などに関する学習の場の存在、博物館の併設、福祉分野における研究・教育活動の蓄積、同一法人が設置する幼稚園、中学校、高等学校の存在、学外の様々な団体等とのネットワークや連携協定の存在、教育現場で活躍する卒業生との連携などの点をふまえながら、以下に示す「本学が目指す教員像（大学全体）」を設定し直した。

～自他を尊重し、協働しながら、すべての子どもとともに学びあい、成長し続けられる教員～

- ① すべての子どもを多角的に理解し、支援し、伸ばすことのできる教員
- ② 多様な人々や機関などと協働して質の高い教育活動の実現に取り組むことのできる教員
- ③ 理論と実践を往還させながら学び続け、成長し続けられる教員

そのうえで、それぞれの教員像に関する具体的な力量と力量形成の主たる方策について、暫定的なものではあるものの、具体化した。その内容は、次の表1に示したとおりである。

これらの「本学が目指す教員像（大学全体）」ならびにそれぞれの教員像に関する具体的な力量と力量形成の主たる方策については、全学的な組織である教職課程委員会を通じて各学科との連携も図りながら、その内容の検討を行った。その過程において、全学的な共通理解が図られるとともに、各学科での学科会議等を通じて得られた、教職課程委員会の構成員以外の教員の意見もふまえながら内容を確定させることができた。また、「本学が目指す教員像（大学全体）」をふまえながら、各学科において、「本学が目指す教員像（学科・専門教科単位）」の内容の再検討を行った。これにより、全学的な方針をふまえながら、学科単位での方針を検討することが可能になり、より一貫性を持つかたちで、その内容を確定させることにつながったと考えている。

【表1：「本学が目指す教員像（大学全体）」と身につけるべき具体的な力量および力量形成の主たる方策】

めざす教員像	具体的な力量	力量形成の主たる方策
すべての子どもを多角的に理解し、支援し、伸ばすことのできる教員	子どもに関する諸事象を、「教育的」「福祉的」「心理的」「社会的」な視点で捉え、支援や指導につなげていくための知識とスキル	<ul style="list-style-type: none"> * 講義科目の内容の充実 * 学内外の多様なフィールドで活躍する人々の具体的な取り組みや取り組みの根底にある考え方などを学ぶための機会の充実（授業のゲストティーチャーや講演会の講演者として招く、など）
	人権、カウンセリングマインド、福祉的支援、ノーマライゼーション、インクルージョンなどに関する知識と感性 知識や経験に裏打ちされた指導力	<ul style="list-style-type: none"> * 講義科目の内容の充実 * 多様な授業実践から学ぶためのフィールドワークを位置づけた授業の充実 * 模擬授業と授業検討会の充実
多様な人々や機関などと協働して質の高い教育活動の実現に取り組むことのできる教員	教員同士、および、教員と学外の専門家、保護者、地域住民、社会教育施設、企業、行政機関などとの協働の具体例や意義・課題などに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> * 講義科目の内容の充実 * 講演会等の開催 * 多様な授業実践から学ぶためのフィールドワークを位置づけた授業の充実
	多様な教育現場（学校、福祉施設、放課後児童クラブなど）や行政機関（選挙管理委員会、危機管理室など）のボランティア活動などを通じた実践への参画の経験	<ul style="list-style-type: none"> * 協働可能な教育現場と大学とのネットワークの充実 * 実習先と大学との協働を前提としたうえで、ボランティア活動の一部単位化
理論と実践を往還させながら学び続け、成長し続けられる教員	政策動向や学術研究の知見などに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> * 講義科目の内容の充実 * 講演会等の開催（各学科・課程との連携）
	学校内外、国内外の教育現場や教育実践及び専門分野に関する幅広いイメージ	<ul style="list-style-type: none"> * 国内の多様な教育現場（学校、社会教育施設、福祉施設、日本語指導教室、放課後児童クラブ、フリースクール、子ども食堂など）、専門分野に関する施設へのフィールドワークを位置づけた授業の充実 * 国外の教育現場に学ぶ機会の設定
	試行錯誤を通じた理論と実践の往還の経験	<ul style="list-style-type: none"> * 書籍や映像資料、公開授業などを通して得られる多様な教育実践に関する知識と、それらの批判的な検討を通じた分析の機会を位置づけた授業の充実 * 模擬授業と授業検討会の充実 * 授業研究のための力量形成の機会とそれを支える環境の充実
	省察を通じた自己評価と改善のための力量	<ul style="list-style-type: none"> * 教職履修カルテなどの充実と活用 * 自己評価・相互評価の場の設定と、それをふまえた教員による指導・支援 * 個別面談・ガイダンス等の充実

2-2 開設免許課程と建学の精神の関係（各学科）

[仏教学科]

宗教の教員免許であるため、建学の精神を体現した科目が必修として設定されている。「哲学概論Ⅰ・Ⅱ」において思想の倫理構造を学び、「宗教学Ⅰ・Ⅱ」「宗教史Ⅰ・Ⅱ」で宗教に対する基礎的な知識を学修し、宗教を多角的に学ぶ基礎を固めている。そして「仏教とは何かⅠ・Ⅱ」で仏教通史を学修することにより、仏教への基礎的な理解を深めるとともに、宗教と仏教の多様性への理解を深める。さらに「禅とは何かⅠ・Ⅱ」や「禅宗日課経典の解説Ⅰ・Ⅱ」「日本禅宗の展開Ⅰ・Ⅱ」などを通して、花園大学でしか身につけることができない、建学の精神である臨済禅の理論と実践を学修している。

[日本史学科]

ここでは、まず、各教科について、教職課程における法定科目に対応した本学開講科目への建学の精神の反映と、それに基づいた特色ある教員養成について説明する。次に、本学が育成を目指す教員像における、その具体的な力量とその力量を養成する諸科目との対応関係について説明する。

中学・社会、高校・地理歴史、高校・公民

(1) 教職課程の法定科目に対応した本学開講科目における

建学の精神の反映と、それに基づいた特色のある教員養成

本学の建学の精神は「禅的仏教精神による人格の陶冶」である。その目的は、どのような状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を養成することである。そのためには、先ず自分自身を見つめ、自分の置かれた状況を客観的に把握する、すなわち自分を知ること（「己事究明」）が必要となる。また、自分を知ること、他者の長所や個性も理解出来るようになり、自分の立場や利益（「自利」）だけで物事を考えるのではなく、他者の立場や利益を慮る心（「利他」）も育成され、自らの人生に社会的役割や意義を見出すことも可能になる。こうした人こそが、まさに「禅的仏教精神による人格の陶冶」を実現した人材である。本学の「ミッション」は、こうした人材を育成すること、すなわち、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間を育成すること」に他ならない。

こうした本学の精神は、当然、本学のディプロマポリシーに反映されている。そして、教職課程における法定科目に対応した各本学開講科目については、本学のディプロマポリシーへの対応関係が、シラバスに明示されている。具体的には、(1)自立性・自律性・主体性〔DP1〕、(2)知識・理解〔DP2〕、(3)思考・判断〔DP3〕、(4)技能・表現〔DP4〕、(5)態度・志向〔DP5〕という5つの要素から構成されるディプロマポリシーについて、各科目の対応関係が、シラバスに明示されているのである。

以上のように、「禅的仏教精神による人格の陶冶」という本学の建学の精神は、(1)自立性・自律性・

主体性〔DP1〕、(2)知識・理解〔DP2〕、(3)思考・判断〔DP3〕、(4)技能・表現〔DP4〕、(5)態度・志向〔DP5〕という5つの要素から構成されるディプロマポリシーに反映されている。また、当該科目について、5つの構成要素それぞれへの対応関係が明示されている。

そして、教職課程における法定科目に対応した各本学開講科目についても、本学のディプロマポリシーへの対応関係が、上記と同様の形でシラバスに明示されているのである。

よって、中学・社会、高校・地理歴史、高校・公民についても、教職課程における法定科目に対応した本学開講科目の全てにおいて、本学の建学の精神が反映されているといえる。そして、その意味において、本学独自の特色のある教員養成を行っているものと評価できる。

中学・社会

(2) 中学・社会: 本学が育成を目指す教員像における、
その具体的な力量とその力量を養成する諸科目

以下では、本学が育成を目指す教員像における、その具体的な力量①～⑤とその力量を養成する諸科目との対応関係について説明する。その対応関係は、それぞれ、次の通りである。

①日本史について、古代から近現代に至る歴史の展開を総体的に把握し、各時代における政治・外交・経済・社会・文化がどのように構造的に変化して、現代日本が形成されたのかを理解することができる。また、東アジアとの関係を中心に、世界史の中に日本史を位置づけて理解することができる。

上記の力量を養成する科目

「古代史概説」、「中世史概説」、「近世史概説」、「近現代史概説」
「古代史研究Ⅰ・Ⅱ」、「中世史研究Ⅰ・Ⅱ」、「近世史研究Ⅰ・Ⅱ」、
「近現代史研究Ⅰ・Ⅱ」、「戦国史研究Ⅰ・Ⅱ」、「明治維新史研究Ⅰ・Ⅱ」

②世界史について、各地域・各国家・各民族における古代から近現代に至る歴史の展開を総体的に把握し、各時代における政治・外交・経済・社会・文化がどのように構造的に変化して、現代世界が形成されたのかを理解することができる。また、各地域・各国家・各民族における歴史と文化の多様性を理解することができる。

上記の力量を養成する科目

「東洋史概説Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史概説Ⅰ・Ⅱ」

③日本と世界の地理について、各地域の気候・地形・生物・水の循環過程などの自然環境、各地

域における歴史と文化、民族、経済などの人間の営み、各地域における地理的要素の特徴を統一的に把握して理解することができる。また、自然環境と人間の営みがどのように関係しているのか、各地域の自然環境がそこで生きる人々にとって、どのような意味をもっているのかを理解することができる。

上記の力量を養成する科目

「人文地理学Ⅰ・Ⅱ」、「自然地理学Ⅰ・Ⅱ」、「地誌学Ⅰ・Ⅱ」

④日本と世界の政治・経済について、憲法・法律、立法・行政・司法などの統治に関する諸制度、政治思想・社会思想、基本的人権、市場など経済の構造と変動、財政、金融などといった政治・経済の基本的な構造を総体的に理解することができる。また、「少子高齢化」、「多様性を尊重する社会の実現」、「持続可能な世界の実現」、「国際社会における安全保障」などといった現代日本と国際社会における諸問題について理解することができる。

上記の力量を養成する諸科目

「政治学Ⅰ・Ⅱ」、「経済学Ⅰ・Ⅱ」

⑤日本と世界の哲学と倫理学について、幅広く深く学ぶことによって、自らがより深く思索するための手掛かりとなる内容を理解するとともに、他者と共により良く生きるための自己の生き方について、より深く思索することができる。また、現代の倫理的な諸問題を解決するために、哲学や倫理学の概念や理論を活用することができる。

上記の力量を養成する諸科目

「倫理学(専)」、「哲学概論」、
「倫理学Ⅰ・Ⅱ」、「哲学概論Ⅰ・Ⅱ」、
「日本仏教史Ⅰ・Ⅱ」

高校・地理歴史

(2) 高校・地理歴史: 本学が育成を目指す教員像における、
その具体的な力量とその力量を養成する諸科目

以下では、本学が育成を目指す教員像における、その具体的な力量①～③とその力量を養成する諸科目との対応関係について説明する。その対応関係は、それぞれ、次の通りである。

①日本史について、古代から近現代に至る歴史の展開を総体的に把握し、各時代における政治・

外交・経済・社会・文化がどのように構造的に変化して、現代日本が形成されたのかを理解することができる。また、東アジアとの関係を中心に、世界史の中に日本史を位置づけて理解することができる。

上記の力量を養成する科目

「古代史概説」、「中世史概説」、「近世史概説」、「近現代史概説」
「古代史研究Ⅰ・Ⅱ」、「中世史研究Ⅰ・Ⅱ」、「近世史研究Ⅰ・Ⅱ」、
「近現代史研究Ⅰ・Ⅱ」、「戦国史研究Ⅰ・Ⅱ」、「明治維新史研究Ⅰ・Ⅱ」

②世界史について、各地域・各国家・各民族における古代から近現代に至る歴史の展開を総体的に把握し、各時代における政治・外交・経済・社会・文化がどのように構造的に変化して、現代世界が形成されたのかを理解することができる。また、各地域・各国家・各民族における歴史と文化の多様性を理解することができる。

上記の力量を養成する科目

「東洋史概説Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史概説Ⅰ・Ⅱ」

③日本と世界の地理について、各地域の気候・地形・生物・水の循環過程などの自然環境、各地域における歴史と文化、民族、経済などの人間の営み、各地域における地理的要素の特徴を統一的に把握して理解することができる。また、自然環境と人間の営みがどのように関係しているのか、各地域の自然環境がそこで生きる人々にとって、どのような意味をもっているのかを理解することができる。

上記の力量を養成する科目

「人文地理学Ⅰ・Ⅱ」、「自然地理学Ⅰ・Ⅱ」、「地誌学Ⅰ・Ⅱ」

高校・公民

(2) 高校・公民: 本学が育成を目指す教員像における、
その具体的な力量とその力量を養成する諸科目

以下では、本学が育成を目指す教員像における、その具体的な力量①～②とその力量を養成する諸科目との対応関係について説明する。その対応関係は、それぞれ、次の通りである。

①日本と世界の政治・経済について、憲法・法律、立法・行政・司法などの統治に関する諸制度、政治思想・社会思想、基本的人権、市場など経済の構造と変動、財政、金融などといった政治・経

済の基本的な構造を総体的に理解することができる。また、「少子高齢化」、「多様性を尊重する社会の実現」、「持続可能な世界の実現」、「国際社会における安全保障」などといった現代日本と国際社会における諸問題について理解することができる。

上記の力量を養成する諸科目

「政治学Ⅰ・Ⅱ」、「経済学Ⅰ・Ⅱ」

②日本と世界の哲学と倫理学について、幅広く深く学ぶことによって、自らがより深く思索するための手掛かりとなる内容を理解するとともに、他者と共により良く生きるための自己の生き方について、より深く思索することができる。また、現代の倫理的な諸問題を解決するために、哲学や倫理学の概念や理論を活用することができる。

上記の力量を養成する諸科目

「哲学概論」、「倫理学(専)」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学概論1」、
「哲学概論Ⅰ・Ⅱ」、「日本仏教史Ⅰ・Ⅱ」、「心理学1」、「心理学2」

[日本文学科]

花園大学建学の精神は「禪的仏教精神による人格の陶冶」である。この精神は、どのような状況であっても主体的に行動できる自立性・自律性を養成することを目的としている。この建学の精神を実現した人間とは、自分の置かれた状況を客観的に把握して自分を知り(己事究明)、自らの人生に社会的役割や意義を見出すような人間である。

中高国語では、「めざす教員像」として上代から近現代に至る日本文学の流れの把握、文学作品から時代背景や歴史的価値を読み取ること、日本語の文字の起源や語彙・文法を理解を挙げている。これらの学修は、多くの学生にとって自明のものである日本文学や日本語を歴史的にふりかえることで、自分の置かれた状況を客観的に把握することにつながる。また、文学作品や日本語を分析する力は教員として必要であるばかりでなく、現代社会の諸問題を考えることにも応用できるはずであり、自立(律)性を持った個人として自らの社会的役割を発見することが可能になる。

高校書道では、古典作品を理解できる鑑賞力・技法を修得し、自分の書表現を客観的に把握することが求められる。これは自分の置かれた状況を客観的に把握することにつながる。学生はこうした自己の客観的な把握の延長線上で、主体的に卒業制作に取り組むことになる。つまり、書道の学びと実践を通して、建学の精神を実現する人間となることが期待できるのである。

[社会福祉学科]

(高校 福祉)

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、社会福祉原論Ⅰ・Ⅱならびに社会保障論Ⅰ・Ⅱの科目を設置している。

社会福祉原論Ⅰ・Ⅱでは、社会福祉の歴史や思想そして価値について主に学ぶ。このことは、人間の尊厳性を基本とする視座を養うとともに、現代的な福祉課題を的確に認識する力を身につけるものとして位置づけられる。

社会保障論Ⅰ・Ⅱにおいては、国民生活に直結する所得保障の問題や医療保障の問題、さらには失業などに伴う雇用問題などに対して、年金保険や医療保険、失業保険などを中心とした社会的な手立てによって連帯する制度的な理解を深める。このことは、人権を尊重し、「誰一人取り残さない」ための法制度のあり方を醸成するものとして位置づけることができる。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、高齢者福祉論、児童・家庭福祉論、障害者福祉論等の各分野・領域の科目を設置している。

高齢者福祉論においては、超高齢化社会の只中にある我が国の現状やニーズを理解し、ケアを必要とする高齢者やその家族を支えるための包括的な社会的支援のあり方(介護保険制度や地域包括ケアシステムなど)を追求する態度や姿勢を養うものとして位置づけられる。

児童・家庭福祉論においては、子どもの貧困や虐待などの生きづらさを抱える子どもやその家庭の置かれた現状について理解し、子どもの最善の利益を確保するための機関である児童相談所を中核とする行政機関の支援・方策を学ぶとともに、社会的養育を展開する児童福祉施設(児童養護施設など)や里親制度などを体系的に理解する力を身につけるものとして位置づけられる。

障害者福祉論においては、身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者のおかれた深刻な課題を有する生活状況の実態を理解するとともに、社会的障壁を除去し、ノーマライゼーションの理念のもと展開される各種法施策による社会的な支援のあり方を追求する態度や姿勢を養うものとして位置づけられる。

以上の科目群より、各分野・領域における現状と課題を認識するとともに、「誰一人取り残さない」ための具体的な取り組みとしての支援策や解決策を説明し得る能力を養うこととする。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、ソーシャルワークを体系的に理解するための科目として、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ(専門)の科目を設置している。

ソーシャルワークの基盤と専門職においては、ソーシャルワークの基礎的理論として位置づけられるジェネラリスト・ソーシャルワークを理解すると共に、各領域における専門職が展開する具体的な実践事例に親しみ、支援策や解決策を展開する基礎的な能力を養うものとして位置づけられる。

ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ(専門)においては、家族支援の実際等について事例分析を通して、援助関係の形成方法やネットワー

ク、カンファレンスの技法などをソーシャルワークの支援過程に必要な不可欠な技術・能力を養うものとして位置づけられる。

以上の科目群より、ソーシャルワークを体系的に理解し、「誰一人取り残さない」ための具体的な取り組みとしての支援策や解決策を説明し得る能力を養うこととする。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、介護理論及び介護技術の科目を設置している。

介護理論及び介護技術においては、ケアの歴史を通じた本質的理解と、ケアワークの基本的技術であるコミュニケーション・環境整備・移動・移乗・食事・排泄の各種留意事項を身につけるとともに、人権尊重を基盤としたケアの提供のあり方に関する能力を養うものとして位置づけられるものである。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、人体の構造と機能及び疾病、介護技術の基礎知識Ⅰ・Ⅱの科目を設置している。また、臨床心理学科設置の心理学概論Ⅱについても受講することができる体制となっている。

人体の構造と機能及び疾病においては、ケアワーク実践を展開するにあたり不可欠な知識である人間の身体の構造や機能的側面への理解と、高齢者等が罹患しやすい疾病等に関する基礎的な素養を身につける科目として位置づけられるものである。また昨今では、介護福祉士の業務内容に医療的ケアが盛り込まれたことから、医療との連携に留まらず、具体的に実践可能な知識の習得するための科目として位置づけられている。

介護技術の基礎知識Ⅰ・Ⅱにおいては、移動・食事・排泄・清潔保持・入浴・睡眠などのケアワークの基本的技術について、その実践する介護技術の根拠を的確に説明できる知識の習得をするための科目として位置づけられている。

心理学概論Ⅱにおいては、記憶・学習・発達などの基礎的な概念を理解するといった心理学の入門的知識の習得をするための科目として位置づけられている。ケアを必要とする人を理解するにあたっての最低限の知識である。

以上の科目群より、高校福祉科に設置されていることが想定される介護福祉士の養成等に資するケアワークの基礎的な知識と技術を習得することにより、実践的教育活動を担える教員を養成するものとして位置づけられる。これらのことは、理論と実践を往還させながら教育活動を展開することのできる基礎的資質の形成を可能とするものである。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、認知症の理解Ⅰ・Ⅱ、障害の医学的理解の科目を設置している。また、臨床心理学科が設置する科目である心理学的人間関係論を受講することができる体制となっている。

認知症の理解Ⅰ・Ⅱにおいては、認知症の本質的理解をすることによって、認知症の方に対する全人的ケアのあり方を体系的に理解するための科目として位置づけられる。場当たりの対応に終始するのではなく、エビデンスに基づいたケア実践を可能にするための知識を習得するものであり、高校福祉科においても重要性の高い実務的教育上の醸成を図ることが求められる。

障害の医学的理解においては、様々な障害の種類に対する身体的機能や医学的知見を紹介して、障害のある人の生活を理解する能力を習得するための科目である。

以上の科目群より、高校福祉科に設置されていることが想定される介護福祉士の養成等に資するケアワークの基礎的な知識と技術を習得することにより、実践的教育活動を担える教員を養成するものとして位置づけられる。これらのことは、理論と実践を往還させながら教育活動を展開することのできる基礎的資質の形成を可能とするものである。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、ソーシャルワーク実習Ⅱ及びソーシャルワーク演習の科目を設置している。この科目は、実際に社会福祉のフィールドでの実習し、体験的な知見を通じた学びである。高校福祉科においても、体験的学びが重視される場所であり、学生自らが主体的な実習活動を行うことにより、体験的な学びから得られる福祉教育の有用性について、包括的な理解を高めるものとして位置づけることができる。

(高校 公民)

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、教科に関する専門的事項として、法学Ⅰ・Ⅱならびに社会政策論Ⅰ・Ⅱの科目を設置している。

法学Ⅰ・Ⅱでは、法治国家である我が国における憲法や法律とは何かについて、体系的に学ぶものとなっている。憲法に規定される基本的人権を中心に、自由権や生存権、労働基本権の意味を理解し、現代における社会的課題を的確に認識する力を身につけるものとして位置づけられる。

社会政策論Ⅰ・Ⅱにおいては、生活上のリスクを社会的に軽減・防止し、よりよい労働のあり方を学ぶものとなっている。

以上の科目により、基本的人権の保障を起点として、「誰一人取り残さない」社会を企図する志向性を育み、公共善を追求できる善き市民としての人格形成を図るものとして位置づけることができる。当該科目は、公民科教育をするにあたっての基盤的価値を形成する上で有用である。

社会福祉の専門職養成を行っている社会福祉学科においては、教科に関する専門的事項として、地域福祉論Ⅰ・Ⅱ、社会学と社会システム、公的扶助論の科目を設置している。

社会学と社会システムにおいては、社会における現象・事象を科学的に認識する視座を養う科目として位置づけられる。

地域福祉論Ⅰ・Ⅱにおいては、地域福祉の歴史的な発展を理解するとともに、社会福祉協議会などの地域福祉を推進する機関による具体的な実践のあり方について学ぶものとなっている。

公的扶助論においては、現代社会における貧困の要因と、それに対する中核的な制度である生活保護法の施策的対応を学習するものである。

以上の科目群より、現代社会における現状と課題について科学的に認識する力を養うと

ともに、それを具体的に展開する場である地域社会と、生活保障の中核的施策である生活保護法について理解を深めることで、「誰一人取り残さない」ための具体的な取り組み、支援策や解決策を説明し得る能力を養うこととする。

社会福祉学科においては、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」を専門的に教育・研究する位置にないことから、仏教学科設置の哲学や倫理学、宗教学を、そして臨床心理学科設置の心理学概論2を受講することができる体制となっている。

哲学概論Ⅰ・Ⅱにおいては、古代ギリシャ哲学から哲学の基礎的理解をするとともに、日本における「いき」の構造について、深く掘り下げて探求するものである。

倫理学Ⅰ・Ⅱにおいては、アリストテレスやカント、ミル、ルソーなどの代表的な人物の思想を倫理の観点から学び、善い生き方について志向する力を育むものとなっている。

宗教学Ⅰ・Ⅱにおいては、宗教哲学や宗教現象学的な考え方に親しみ、宗教を客観的に捉える視座を養うものとして位置づけられる。

心理学概論2においては、記憶・学習・発達などの基礎的な概念を理解するといった心理学の入門的知識の習得をするための科目として位置づけられている。すべての子どもを多角的に理解し、支援し、伸ばしていくにあたり、本科目の履修によって、心理学的な視点から認識できる力を習得するものである。

以上の科目群より、諸事象に対して、「哲学的」「宗教的」「倫理的」「心理的」な視点で認識する力を養い、支援や指導につなげていくための知識とスキルの醸成を図る。また、本学の建学の精神が禅的仏教精神による人格の陶冶であることを鑑みた場合、本科目群から得られる教育的成果は、特に独自性の強いものとなっている。

[臨床心理学科]

(高校 福祉)

人間の尊厳を基本として、福祉の基礎的概念、理論、歴史について理解し、現代的な福祉課題を的確に捉え、解決策を提起できる能力を身に付ける。福祉現場での実践的・体験的な学びと、大学の講義で修得した理論と技術を結び付けて、高齢者、障害者、児童をとりまく現代的課題を的確に捉え、歴史、法制度を把握し、支援策、解決策を提起できる能力を身に付ける。

本学の建学の精神は、「禅的仏教精神による人格の陶冶」であり、「随処に主と作れば、立処皆な真なり」と言われるように、一人の人間としてこの世に生を受けたことの意味や自己の尊厳を自覚し、「自分の生活も他人の生活も大切にすること」である。高校福祉の講義はまさにこの精神に合致している。

(特別支援)

「めざす教員像」にある「すべての子どもを多角的に理解し、支援し、伸ばすことができる教員」をめざして、「特別支援教育指導法Ⅰ」では、授業案作成時に、対象児童生徒

の実態課題を的確に把握することや、模擬授業において、教材提示や言葉かけの方法等の指導技術や必要なコミュニケーション能力を育成することを大切にしている。また「本学の特色」である「面倒見の良さ」として「小規模大学ならではの利点を最大限に生かし」、**「一人ひとりの学生」**が作成したレポートや学習指導案に対して「きめ細かな指導」行える環境にある。

「重複 LD 等教育総論」では、障害種別や発達のな力に応じて、「教員同士、および教員と学外の専門家、保護者、地域住民等との協働の具体例や意義・課題などに関する知識を」獲得・整理できることを目指している。

また「めざす教員像」の「具体的な力量」として示されているように、「子どもに関する諸事象を、「教育的」「福祉的」「心理的」「社会的」な視点で捉え、支援や指導につなげていくための知識とスキル」を育むため、あるいは、特別支援教育に関する「政策動向や学術研究の治験などに関する知識」獲得するために、「特別支援教育概論Ⅰ」では「特別支援教育の歴史や権利保障の国際的な動向」を扱っている。

以上のことは、本学の特色の一つである「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人間を育成」することに直結し、多様性を包摂する活動について、具体的なイメージをもって教職に携わることができる力を養成することにつながる。

[児童福祉学科]

(幼稚園)

乳幼児期における人間関係や好奇心や探求心、感性を育む保育者の役割を理解し、他者と親しみ支え合って幼児教育を行うための幼児教育の技術や指導方法を身に付けるために、5領域を学ぶ科目、保育内容の指導法を学ぶ科目を中心に、実践的でアクティブな授業方法を取り入れている。

(養護)

建学の精神である「全的仏教精神による人格の陶冶」に基づき、すべての養護教諭の専門科目の学びの中で、様々な外的条件に左右されない自立する力（一人の教員として自分の目で見、自分の耳に聞いて、自分の肌で感じて、自分の頭で考え、自分の手足で行動する力）を涵養する。

2-3 計画策定と見直しの状況

[大学全体]

教育理念、学修目標等の計画は、これまでしっかりとした計画の形として存在してこなかった。しかし、毎年度次年度カリキュラム、科目担当者、実習実施方法等を検討する際、現状を確認し、改める点、現状を維持する点について検討を行っている。

検討の際は、教育職員免許法や学習指導要領の動向の他、学生の現状、実習先からの要望等

を確認している。

3-1 授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

[大学全体]

「花園大学学則第4条第2項」に規定する「卒業認定・学位授与の方針」にて、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を掲げている。これを実現するため、建学の精神に基づいた特色ある教育課程を編成している。

卒業所要科目については、複数の学科間において授業科目の共通開設を適切に行い、知見を広めるよう努めている。

一方教職課程においては、中学校、高等学校の一部教科に係る教科に関する専門的事項において、授業科目の共通開設を行っている。これ以外の部分では、現在のところ共通開設は行っていない。

3-2 必要施設・設備等の整備状況

[大学全体]

教職課程教育を行う上での施設・設備については、講義室、演習室、音楽演習室、ピアノ室、図画工作室、調理実習室、保健学実習室、リミック室、体育館、パソコン教室をキャンパスに設置し、各教室にはプロジェクタやスクリーンなどを配備している。また一部の教室では壁面をホワイトボードの仕様に變更して短焦点プロジェクタを設置することで電子黒板としても活用している。

さらに、教務課管理のもと、貸出用のパーソナルコンピュータ(以下、PC という)、DVD やブルーレイ等各種再生機、書画カメラなど、多様な授業内容や遠隔授業の提供に資するよう機器を備えている。

また、キャンパス内には無線 LAN を配備して授業における情報通信技術の活用基盤を整備している。

3-3 科目体系（教育の基礎的理解に関する科目）

教育の基礎的理解に関する科目第1～6欄について、法令に定められた科目は開設できしており、目標達成のための科目設定ともなっていると判断してきた。そのうえで、2022年度には、2021年度までのカリキュラムにおいて設定されている各科目の履修年次や履修条件の再検討と改善を行った。

表2は、2022年度入学生までを対象とした、従来のカリキュラムにおける「教育の基礎的理解（教職）に関する科目」の履修モデルであり、表3は、2023年度入学生を対象として改善を加えた履修モデルである。主な修正点としては、以下の3点が挙げられる。

1点目は、実習前提科目の見直しである。本学では、教育実習を行うための要件として、3回生終了時点までに、本学が定める実習前提科目の単位を修得することを定めている。

その科目を、教員としての職務の理解や人権感覚の涵養などの教育実習に際して基盤となる素養、および、教育実習時にどの実習校においても共通して関わる可能性が高いことが予想される「教科学習」「道德教育」「総合的な学習」「特別活動」に特に焦点をあてるかたちで設定し直した（これはもちろん、他の科目の内容の重要性が低いということの意味するものではない）。

2 点目は、履修年次の見直しである。この点については、まず、原則として実習前提科目を 2 回生終了時までに通って履修できるようにすることを意識して配当年次を見直した。これにより、実習前提科目については、教育実習までに再履修の機会を保障することができるため、最初の受講では単位修得に足る力量を身につけられなかった場合においても、再履修を通して、確実な学習内容の修得と教育実習に取り組むための学び直しの機会を保障できるようにすることをねらったのである。それに加えて、履修年次の見直しに際しては、学生が自身の学習経験や教育実習での実習内容（授業、児童生徒との関わりなど）との関連を想起しやすい内容を、1・2 回生を中心に履修するかたちに配置した。もちろん、たとえば授業づくりに関わる科目であっても、単なる「技術」「ノウハウ」を扱うのではなく、理論と実践の往還を軸として展開されることは当然である。この点は十分に自覚しつつも、学生にとっての学習内容と自身との「距離の近さ」「関わりの深さ」を想起しやすいものから、徐々に学校教育全体を俯瞰したり学校教育を取り巻く制度や行政、思想などの諸要素をふまえて学校教育を捉え直したりするものへという大きな流れを想定して、履修年次の見直しを行ったのである。

3 つ目は、多様な教育実践に触れ、それを通して自身の教育観や授業観、児童生徒観などを省察するための学習機会の充実である。具体的には、学外の教育現場でのフィールドワークを主軸とした 3 科目（いずれも選択科目）を新設し、カリキュラムに位置づけた。

【表 2：従来のカリキュラムにおける「教育の基礎的理解（教職）に関する科目」の履修モデル】

	施行規則に定める科目区分等	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目			教科教育法Ⅰ 各教科の 教育研究Ⅰ	教科教育法Ⅱ 各教科の 教育研究Ⅱ				
第 3 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教職概論 (中等) 教育原論 特別支援教育 論 (中等)		教育制度論 (中等) 教育心理学 (学習心理学 を含む)	学校経営論 (中 等) 教育課程論				
第 4 欄	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育相談 (カ ウンセリング を含む) 教育方法論 (情報通信技術の活 用を含む) 1	道德教育の指導 法 (中等) 生徒指導の理論 及び方法 (進路 指導を含む) (中等)	総合的 な学習 の時間 の指導 法 (特 別活動 を含 む) 1			
第 5 欄	教育実践に関する科目							教育実習 (中学) 教育実習 (高校) ※集中 教職実践演習 (中・高)	
第 6 欄	大学が独自に設定する科目	人権総論							

※ ゴシック太字の科目が、実習前提科目（実習実施前年度までに履修済みであることが必要）

【表3：修正後のカリキュラムにおける「教育の基礎的理解（教職）に関する科目」の履修モデル】

	施行規則に定める科目区分等	1回生		2回生		3回生		4回生	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目			教科教育法 I	教科教育法 II	各教科の教育研究 I	各教科の教育研究 II		
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教職概論（中等）		教育心理学（学習心理学を含む）	教育原論	教育制度論（中等） 教育課程論	学校経営論（中等） 特別支援教育論（中等）		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育方法論（情報通信技術の活用を含む）1	教育相談（カウンセリングを含む） 総合的な学習の時間の指導法（特別活動を含む）1	道徳教育の指導法（中等） 生徒指導の理論及び方法（進路指導を含む）（中等）				
第5欄	教育実践に関する科目						教育実習事前指導	教育実習（中学） 教育実習（高校） 教職実践演習（中・高）	
第6欄	大学が独自に設定する科目	人権総論	教育フィールドワーク入門	教育研究フィールドワーク	教育実践フィールドワーク				

※ **ゴシック太字の科目が、実習前提科目（実習実施前年度までに履修済みであることが必要）**

3-4 科目体系（教科に関する専門的事項）

[大学全体]

教員養成の状況に関する情報

本学ホームページ TOP > 大学案内 > 情報公開 教育情報の公表 教員養成の状況に関する情報 > (1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
(各免許種、教科別の開講科目表を掲載)

1) 中学校、高等学校(第3欄～第6欄 教育の基礎的理解に関する科目等)

教育の基礎的理解に関する科目等(中学校、高等学校)については、法定科目毎の科目設定は目標達成のための配置となっており、法定単位数を満たしている。

各科目は、基本的に2・3回生次での履修を中心としている。これは、1回生次は大学導入科目、語学等教養系科目、所属学部学科の基礎科目を中心に履修し、教職に係る科目は大学での学修に慣れた上で取り組むことを目的としているためである。

履修条件の設定については、「教育実習」実施前年度までに履修済であることを条件とする科目を複数設けている。これにより、「教育実習」の基礎を成す知識を確実に修得した上で実習に送り出している。

この他特徴的な取り組みとして、特に建学の精神との結びつきを意識して、第6欄大学が独自に設定する科目において、「人権総論」を必修としている。これは、教育現場にて、児童・生徒、さらには保護者や地域住民等の向き合う人々を尊重し、受講者自身が「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する」人材となることを目指しているためである。

2) 中学校、高等学校(第2欄 教科に関する専門的事項)

教科に関する専門的事項(中学校、高等学校)については、法定科目毎の科目設定は目標達成のための配置となっており、法定単位数を満たしている。

これらの科目は、基本的に1回生から履修可能としているが、基礎知識を必要とする一部の科目は2回生以上の履修としている。この履修年次設定は、開設元学科にて検討されたもので、入門から専門知識の教授へ、段階を踏むよう設計されている。3回生終了時まで必要科目の履修が可能で、4回生次の教育実習にて知識を生かすことのできる設定となっている。

必修・選択科目等の履修条件の設定については、必修科目として法定内容を充足する他、関連する科目を選択科目として配置し、より深い知識修得を目指している。

3) 特別支援に関する科目

特別支援に関する科目については、法定科目毎の科目設定は目標達成のための配置となっており、法定単位数を満たしている。

履修年次は、一部科目を除き1回生から履修可能としている。

必修・選択科目等の履修条件の設定については、必修科目として法定内容を充足している。なお、選択科目の開設は少ない。

4) 幼稚園教授に関する科目

幼稚園教諭に関する科目については、法定科目毎の科目設定は目標達成のための配置となっており、法定単位数を満たしている。

履修年次は、基本的に2・3回生次での履修を中心としている。これは、1回生次は大学導入科目、語学等教養系科目、所属学部学科の基礎科目を中心に履修し、教職に係る科目は大学での学修に慣れた上で取り組むことを目的としている。

履修条件の設定については、「教育実習」実施前年度までに履修済であることを条件とする科目を複数設けている。これにより、「教育実習」の基礎を成す知識を確実に修得した上で実習に送り出している。

この他特徴的な取り組みとして、第6欄大学が独自に設定する科目において、1回生次前期に「観察実習」を必修としている。これは、同一法人内に設置の洛西花園幼稚園にて短期間の実習を行うものである。幼稚園教諭の業務については園児との関わりに主眼が置かれるが、この他にも関連業務は多々ある。実際の現場にて園児との関わりに限らず、1日の業務の流れを体験し、卒業後現場で活躍するためには在学中に何を修得しておかなければならないか、意識付けを行うことをねらいとしている。

5) 養護教諭に関する科目

養護教諭に関する科目については、法定科目毎の科目設定は目標達成のための配置となっており、法定単位数を満たしている。

履修年次は、基本的に2・3回生次での履修を中心としている。これは、1回生次は大学導入科目、語学等教養系科目、所属学部学科の基礎科目を中心に履修し、教職に係る科目は大学での学修に慣れた上で取り組むことを目的としている。

履修条件の設定については、「養護実習」の他、病院での「看護臨床実習」を必修とすることから、各実習科目において、実施前年度までに履修済であることを条件とする科目を複数設け、必要な知識を確実に得た上で実習に送り出している。

中学校

	教科	免許法施行規則に定める科目区分等	法定 単 位	本学開講		履修条件		
				科 目 数	単 位	必要 単 位 数	必要単位 内訳	
							必修	選択
第2欄	宗教	教科に関する専門的事項	28	18	36	24	20	16
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	8	8	0
	社会	教科に関する専門的事項	28	36	72	40	18	54
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		6	12	8	4	8
	国語	教科に関する専門的事項	28	30	58	24	14	44
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	8	8	0
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目		10	7	14	12	12	2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10	5	10	10	10	0
第5欄	教職実践に関する科目		7	2	7	7	7	0
第6欄	大学が独自に設定する科目			1	2	2	2	0

高等学校

	教科	免許法施行規則に定める科目区分等	法定 単 位	本学開講		履修条件		
				科 目 数	単 位	必要 単 位 数	必要単位 内訳	
							必修	選択
第2欄	宗教	教科に関する専門的事項	24	18	36	28	20	16
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	4	4	4
	地理歴史	教科に関する専門的事項	24	26	52	28	28	24
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	4	4	4
	公民 (日本史学科)	教科に関する専門的事項	24	15	30	30	30	0
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	4	4	4
	公民 (社会福祉学科)	教科に関する専門的事項	24	15	30	30	30	0
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	4	4	4
	国語	教科に関する専門的事項	24	28	56	28	12	44
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		4	8	4	4	4
	書道	教科に関する専門的事項	24	42	70	28	12	58
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		2	4	4	4	0
	福祉	教科に関する専門的事項	24	24	49	37	37	12
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		2	4	4	4	0
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目		10	7	14	12	12	2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		8	4	8	8	8	0
第5欄	教職実践に関する科目		5	2	5	5	5	0
第6欄	大学が独自に設定する科目			1	2	2	2	0

特別支援

	免許法施行規則に定める科目区分等	法定 単 位	本学開講		履修条件		
			科 目 数	単 位	必要 単 位 数	必要単位 内訳	
						必修	選択
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	1	2	2	2	0
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	16	9	18	16	16	2
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育 領域以外の領域に関する科目	5	3	6	6	6	0
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒につい ての教育実習	3	2	5	5	5	0

幼稚園

	免許法施行規則に定める科目区分等	法定 単 位	本学開講		履修条件		
			科 目 数	単 位	必要 単 位 数	必要単位 内訳	
						必修	選択
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	16	16	16	16	16	0
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	10	6	12	12	12	0
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	4	3	5	5	5	0
第5欄	教職実践に関する科目	7	3	7	7	7	0
第6欄	大学が独自に設定する科目		11	17	11	1	16

養護

	免許法施行規則に定める科目区分等	法定 単 位	本学開講		履修条件		
			科 目 数	単 位	必要 単 位 数	必要単位 内訳	
						必修	選択
第2欄	養護に関する科目	28	15	28	28	28	0
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	8	6	12	12	12	0
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	6	5	10	10	10	0
第5欄	教職実践に関する科目	7	3	7	7	7	0
第6欄	大学が独自に設定する科目		4	5	0	0	5

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目(中学校、高等学校、幼稚園、養護 共通)

	免許法施行規則に定める科目区分等	法定 単 位	本学開講		履修条件		
			科 目 数	単 位	必要 単 位 数	必要単位 内訳	
						必修	選択
	日本国憲法	2	1	2	2	2	0
	体育	2	23	27	3	0	27

外国語コミュニケーション	2	2	2	2	2	0
情報機器の操作	2	9	13	2	0	13

3-5 教職以外科目との連携（各学科ごと）

[仏教学科]

中学・宗教、高校・宗教の教員免許を花園大学において取得する強みは、仏教や臨済禅に関わる事項を知識として身につけることにある。以下に例示する科目がそれにあたる。

「仏教とは何かⅠ・Ⅱ」「禅とは何かⅠ・Ⅱ」「禅宗日課經典の解説Ⅰ・Ⅱ」「日本禅宗の展開Ⅰ・Ⅱ」。これらの科目は基礎教育科目にも提供しており、他学科学生も卒業所要単位として履修できる。

[日本史学科]

ここでは、教科に関する専門的事項について、教職課程以外の科目との関連性、有効性等について説明する。

中学・社会

総合科目群開講科目との関連について

中学・社会に関連して、以下の諸科目は、総合科目として提供されており、他学科の学生が受講することで、基礎教育科目の単位となる。

「古代史概説」、「中世史概説」、「近世史概説」、「近現代史概説」

「東洋史概説Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史概説Ⅰ・Ⅱ」

「人文地理学Ⅰ・Ⅱ」、「自然地理学Ⅰ・Ⅱ」、「地誌学Ⅰ・Ⅱ」

「政治学Ⅰ・Ⅱ」、「経済学Ⅰ・Ⅱ」

外国史:東洋史と西洋史の学びについて

外国史の学びに関して、「東洋史概説Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史概説Ⅰ・Ⅱ」の講義内容は、東洋史および西洋史の全ての時代・分野をカバーするものではないことは言うまでもない。よって、東洋史および西洋史の概説書・専門書を読むなどして、学生が自主的に幅広い学びをする必要がある。

法律学の学びについて

憲法・法律など法律学の学びに関して、当該分野の概説書・専門書を読むなどして、学生が自主的な法律学の学びをしておく必要がある。

政治学・経済学の学びについて

政治学・経済学の学びに関して、「少子高齢化」、「多様性を尊重する社会の実現」、「持続可能な世界の実現」、「国際社会における安全保障」などといった現代日本と国際社会における時事的な諸問題については、常に情報収集に努め、学生が自主的な学びをする必要がある。

高校・地理歴史

総合科目群開講科目との関連について

高校・地理歴史に関連して、以下の諸科目は、総合科目として提供されており、他学科の学生が受講することで、基礎教育科目の単位となる。

「古代史概説」、「中世史概説」、「近世史概説」、「近現代史概説」

「東洋史概説Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史概説Ⅰ・Ⅱ」

「人文地理学Ⅰ・Ⅱ」、「自然地理学Ⅰ・Ⅱ」、「地誌学Ⅰ・Ⅱ」

外国史: 東洋史と西洋史の学びについて

外国史の学びに関して、「東洋史概説Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史概説Ⅰ・Ⅱ」の講義内容は、東洋史および西洋史の全ての時代・分野をカバーするものではないことは言うまでもない。よって、東洋史および西洋史の概説書・専門書を読むなどして、学生が自主的に幅広い学びをする必要がある。

高校・公民

総合科目群開講科目との関連について

高校・公民に関連して、以下の諸科目は、総合科目として提供されており、他学科の学生が受講することで、基礎教育科目の単位となる。

「政治学Ⅰ・Ⅱ」、「日本政治史Ⅰ・Ⅱ」、「日本経済史Ⅰ・Ⅱ」

法律学の学びについて

憲法・法律など法律学の学びに関して、当該分野の概説書・専門書を読むなどして、学生が自主的な法律学の学びをしておく必要がある。

政治学・経済学の学びについて

政治学・経済学の学びに関して、「少子高齢化」、「多様性を尊重する社会の実現」、「持続可能な世界の実現」、「国際社会における安全保障」などといった現代日本と国際社会における時事的な諸問題については、常に情報収集に努め、学生が自主的な学びをする必要がある。

[日本文学科]

中高国語において、教員としての具体的な教材指導のために文学作品や日本語の具体的な読解を行った方がよい。そのために、「日本文学講読」「日本語学講読」が開設学科の選択必修科目として設定されている。これらの科目は教科に関する専門的事項の科目としては開講していないが、少人数のクラス編成で各分野の作品や日本語について精緻な読解・考察を行っている。また、受講者の発言・発表を求めることで、情報収集や教案作成につながる力も養成している。

高校書道では、書写の実技だけでなく、書の歴史を知っておくことも必要である。そのために、開設学科の書道コースでは、必修科目として「日本書道史」「中国書道史」が設定されている（隔年開講）。さらに、「書論講読」では近代以前の書論を読んでおり、その時代に書がどのように学ばれ、書についてどの程度の知識が必要とされていたかを知ることができる。

[社会福祉学科]

高校福祉科において、刑事司法と福祉、スクールソーシャルワーク論に係る事項も知識として知っておいた方がよい。教科に関する専門的事項については開講していないが、開設学科の選択科目として設定されているため、履修することが可能である。

高校公民科において、社会保障論Ⅰ・Ⅱや社会福祉調査の基礎に係る事項も知識として知っておいた方がよい。なぜならば、社会保障論Ⅰ・Ⅱについては、少子高齢化とそれに伴う社会保障の問題は、公共的な課題における重要な問題の一つであり、社会福祉調査の基礎については、ビッグデータをはじめとしたデータサイエンスを駆使して、社会的事象を読み解き、公共的なあり方を考えていく今後の時代思潮を鑑みた場合、基礎的な調査方法の理解は欠かせないものとなってきている。

これらの科目については、教科に関する専門的事項については開講していないが、開設学科の選択科目として設定されているため、履修することが可能である。

[臨床心理学科]

(高校 福祉)

社会福祉援助について、ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）科目との連携をとる。また、心理的援助に関して、「発達心理学」「心理学概論」などの公認心理師科目との連携をとる。

(特別支援)

「発達心理学」「臨床心理学概論」「神経・生理心理学」「学習・言語心理学」等の心理学の学びをもとに、特別支援教育への理解を広げ深めることができる。

また、社会福祉学部としての履修科目である「精神保健福祉の原理」や「社会福祉言論」

「ソーシャルワークの理論と方法」等との学びの連携を行うことができる。
上記の心理学分野、福祉領域のいずれにおいても、理論と実践の融合をめざすことができる。

[児童福祉学科]

(幼稚園)

児童の健康や保健指導をより深く学ぶために、「子どもの保健 2」「子ども家庭福祉」「子ども家庭支援の心理学」などの独自科目を設定し、養護教諭養成科目も選択履修できるようにしている。また、幼稚園と小学校教育との接続を学ぶために、「道徳教育の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」が選択履修できるようにしている。

(養護)

大学が独自に設定する科目として、「子ども家庭支援論」、「子ども理解の理論と方法」、「子育て支援」、「観察実習」を設定しており、子どもの理解、子どもを取り巻く家庭の支援、子育て支援について理解を深めることができる。特に 1 回生の「観察実習」において教育現場を体験する機会を設けている。

3-6. 科目を横断する教員としての必要能力教授の状況

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントを行う能力、ICT の活用能力など、免許・教科に関わらず教員として共通に身につけることが必要な能力については、主に、「教育の基礎的理解（教職）に関する科目」において、その育成を図っている。具体的には、たとえば「総合的な学習の時間の指導法（特別活動を含む）1」「生徒指導の理論及び方法（進路指導を含む）（中等）」「教科教育法」などの科目を通じて、理論的な学習とともに、それを具体的な実践に応用するための学習の機会を設定している。各科目のシラバスは、教職課程コアカリキュラムを念頭において作成しており、各科目の要点や重点をふまえた学習内容を確実に位置づけられるよう取り組んでいる。

ただし、その水準や実際の授業の効果についての検証は、今後の課題の 1 つであると捉えている。もちろん、授業評価アンケートを実施したり、学習課題に対する取り組みの様子などを通して、学生の全体的な傾向や個々の学生の学習状況の把握とそれをふまえた指導・支援の実施に取り組んだりしてはいるが、学生の個人差も大きいのが実態であり、全体的な実力の底上げと、さらなる力量向上のための学修機会の整備は重要な課題である。

この点に関して、各科目の適切な関連づけを行うことが、学生の力量形成をより効果的に行うための 1 つの方策として重要になると考え、今年度は、カリキュラムの整備を進めたところである（本報告書の項目「3-3. 科目体系（教育の基礎的理解に関する科目）」も参照）。今後は、その適切さを検証するとともに、各科目の授業の質の向上をめざした取

り組みも進めていきたい。

この他、本学独自の取り組みとして、大学が独自に設定する科目において「人権総論」を必修としている。教育現場では、児童・生徒の学ぶ権利が保障され、安全かつ安心して学べる環境が整っていることが前提であるが、実際の現場では困難に直面する可能性がある。貧困、虐待、SNS等現代の人権問題を俯瞰的に学び、生徒指導や地域との関わりなどの一助とする。

3-7 各科目の状況（目標設定、コアカリ対応）

学科相当性に基づいた教職課程を構成し、コアカリキュラムについても、「教職課程認定基準」に基づく授業計画がシラバスに反映された教職課程となっており、学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程科目を編成している

3-8 各科目の状況（シラバス）

[大学全体]

シラバスには、授業のテーマ及び到達目標、授業の概要、授業計画表、成績評価方法、成績評価基準、準備学習の内容、アクティブ・ラーニングの導入等を明確に記載している。

シラバスは過去5年分を大学ホームページに公開し、講義名、教員名等から容易に検索できる。

本学ホームページ TOP > クイックリンク > [シラバス](#)

3-9 各科目の状況（主にアクティブ・ラーニング、ICT等多様な学びの活用）

教職科目の開講に関して、2020年度より、シラバスの項目に「アクティブ・ラーニング」の項を設置。講義が「PBL、反転授業、グループディスカッション・ディベート、プレゼンテーション、演習・フィールドワーク」からあてはまるものにチェックするように授業担当者に要請、確認している。このような施策もあり、授業内容の必要に応じたアクティブ・ラーニングを活用した授業形態が日常的に行われているようになってきている。

しかし、ICTの活用に関しては、その充実を個々の教員にお任せの状況になっているのが実情である。

アクティブ・ラーニングも含め、ICTを活用する際の、教員の共通の視点や考え方の一定の整理が、まだまだ必要であり、共通認識が求められている。FD 県研修の充実等、関係部署と連携していきたい。

また、教職課程の性質として、その意義を学生自身が理解し、その方法までを学習していく必要もある。そこで、様々なアクティビティを、科目の本質理解を深めつつ体系的に

学べる授業も設けている（「生徒指導の理論と方法」で、外部専門家の招聘）。さらに、2023年度からは、学生に、ICT活用・情報活用能力育成を目的とした科目として、「教育方法論（初等）及び（中等）」に内容を追加することとした。

機器・設備に関しては、2022年7月に新校舎（返照館）が建築され、ICT教育環境が格段に整備された。今後は、学生が、デジタル教科書を用い、電子黒板やタブレット等を用いた授業や、Google Classroom、ロイロノート等の使用等が実際にできるよう関係部署とも連携して検討していきたい。

各学科に関しては次のとおりである。

[仏教学科]

各開講科目について、一方通行の講義形式ではなく、必要に応じてアクティブ・ラーニング、ICT等を取り入れ、多様な学びの活用を行っている。たとえば、「仏教とは何かⅠ・Ⅱ」等では教員が学生に発言を促し積極的に学生が授業に参加する形式を取り入れており、授業補足としてオンデマンド動画を配信することも適宜行っている。また「禅宗日課經典の解説Ⅰ・Ⅱ」等では、座学授業にとどまらず、学生が直接、経文を声に出すといった実践的な学びの提供が試みられている。

[日本史学科]

ここでは、各科目の達成目標に応じて、多様な学びをもたらす工夫が行われているかについて説明する。

（中学・社会、高校・地理歴史、高校・公民）

上記の各科目において、教職課程における法定科目に対応した各本学開講科目については、「アクティブ・ラーニングの導入」、「フィードバックの方法」の項目がシラバスに設定されており、それぞれの具体的な取り組みを記入する形になっている。このことによって、教壇の教員から受講生への一方通行のみにならないような取り組みを、教員が実行するようにしている。

[日本文学科]

（中高 国語）

教科に関する専門的事項の科目には演習科目や少人数制の科目はないが、各科目でアクティブ・ラーニングが取り入れられている。例えば、「日本文学史（古典）Ⅰ・Ⅰ・Ⅱ」では毎回クイズが出され、解答はSNS上で発表される。また、コミュニケーションカードにより、学生からの意見や疑問を受け付けてもいる。「言語学概論Ⅰ・Ⅱ」でも、コメントカードに授業で浮かんだ質問を書くことを求めている。「近現代文学研究Ⅰ・Ⅱ」では、取り上げる作品について解説する前に課題を実施している。受講者は事前に作品を読んでくることが求められ、課題も自ら考えなければ解答できない内容となっている。

(高校 書道)

言うまでもなく、書道の教育課程では実技が中心であり、その意味で必然的に学生の能動的な学修が実施されている。開設学科の書道コースでは、教科に関する専門的事項の科目である「書道実習」「書道制作」を中心に、書の実技の機会を多く取り入れている。講義科目である「書論講読」や「書道美学」でも、受講者に発表の機会が与えられたり、授業内での臨書が指示されたりしている。

[社会福祉学科]

(高校 福祉)

社会福祉原論Ⅰ・Ⅱでは、C-learning において毎回課題を課し、次回の授業に教員から受講学生に対して課題に対する考え方のポイントについてフィードバックしている。

社会保障論Ⅰ・Ⅱ、障害者福祉論においては、PBLを導入しての講義を展開しており、質問などに対しては、講義中並びに C-learning 等を活用して、フィードバックを行っている。

高齢者福祉論、児童・家庭福祉論においては、講義中にグループワークを行っている。

ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ(専門)では、反転授業をとり入れており、講義中にフィードバックを行っている。

ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、介護技術の基礎知識Ⅰ・Ⅱ、障害の医学的理解では、グループワーク並びに PBL を導入して講義を展開しており、メールや学生ポータルによってフィードバックを行っている。

介護理論及び介護技術では、グループワークやディベートを導入して講義を展開している。質問等に対しては、メールにてフィードバックを行っている。

人体の構造と機能及び疾病、心理学概論2は、不明(シラバスにアクティブ・ラーニングに関する項目の記載がないため)。但し質問に対しては、講義内にフィードバックを行っている。

認知症の理解Ⅰ・Ⅱでは、講義内にリアクションペーパーを配布し、その内容に対して講義内にフィードバックを行っている。

心理学的人間関係論では、グループワークやフィールドワークをとり入れて、授業を展開している。

ソーシャルワーク実習Ⅱとソーシャルワーク演習は、科目の性格上、実習並びに実習の事前準備としての演習や実習の振り返り等を主に展開するため、学生の極めて能動的な参加が必要となる科目となっている。

以上、ほぼすべての科目において、双方向の講義が展開されている。

(高校 公民)

法学Ⅰ・Ⅱでは、PBLを導入しての講義を展開しており、質問などに対しては、講

義中フィードバックを行っている。

社会政策論Ⅰ・Ⅱにおいては、PBLを導入しての講義を展開しており、質問などに対しては、メールや学生ポータルによってフィードバックを行っている。

地域福祉論Ⅰ・Ⅱにおいては、グループワーク並びにPBLを導入して講義を展開しており、質問などに対しては、講義中フィードバックを行っている。

社会学と社会システムにおいては、講義内で学生によるプレゼンテーションの機会を設け、学生の主体的な参加を促している。質問などに対しては、講義中フィードバックを行っている。

公的扶助論においては、PBLを導入して講義を展開しており、質問などに対しては、講義中フィードバックを行っている。

哲学概論Ⅰ・Ⅱ、倫理学Ⅰ・Ⅱ、宗教学Ⅰ・Ⅱでは、講義内にリアクションペーパーを配布し、その内容に対して講義内にフィードバックを行っている。

心理学概論2は不明(シラバスにアクティブ・ラーニングに関する項目の記載がないため)。但し質問に対しては、講義内にフィードバックを行っている。

以上、ほぼすべての科目において、双方向の講義が展開されている。

[臨床心理学科]

(高校 福祉)

c-learning システムを用いて、双方向性のやりとりの実現を行う。

グループディスカッションやプレゼンテーションを経て、より主体的・具体的な学びを身に着ける。

(特別支援)

アクティブ・ラーニングとして、学生が取り組んだ課題へのアドバイスを授業中にタイムリーに伝えることや、実際に特別支援学校で行われている授業を学生が模擬体験できる内容を取り入れている。

また、実際の教育現場の授業映像(倫理面や個人情報等の課題をクリアしたもの)の使用や、学生同士でのグループワークを取り入れることで、教職現場で支援が必要な生徒に対する教材提示や、授業展開上の配慮点を具体的にイメージできるようにしている。

[児童福祉学科]

(幼稚園)

「初等教育課程論」「教職実践演習」では、C-learning を活用した双方向的な意見交流が実践され、学生間の意見交流が活発になった。

(養護)

「教職実践演習」、「衛生学」、「公衆衛生学(予防医学を含む)」、「栄養学(食品学を含

む)」をはじめ他の科目でも、C-learning を活用した双方向的な意見交流が実践され、学生間、教員と学生間、教育現場や専門領域の外部講師と学生間の意見交流も行われている。

3-10 教職実践演習・教育実習等の実施状況

2021 年度までは、教育実習の事前指導を行うため、3 回生で「総合演習」(2021 年～「総合的な学習の時間の指導法」)を、通年で(教育実習前提科目)として開講することとしてきた。教務課と協議の上、変則ではあるが、教職課程の学生指導上の重要な、特色ある時間として、長らくこの形態をとってきた。2021 年度の内容を示すと、総合的な学習の時間の指導法の内容に加え、模擬 HR と模擬授業を行った。方法は、3 回生の教職志望学生を 2 班に分け、2 人の教員で、担当した(教員一人、15 名程度)。教員は、担当学生で作った指導案を個別指導し、模擬授業に取り組みさせた。

この科目により、3 回時に、毎週、教員と学生が顔を合わせることとなり、学習だけでなく、教員採用試験等に向けての情報共有や教育相談もスムーズに行うことができた。教育実習のための模擬授業の経験を積むこと、また、卒業までの教職希望学生間の人間関係作りなどで大きな成果があったと考えている。ただし、「総合的な学習の時間の指導法」という時間の枠内で実施しているという課題があり、その改善は、中身の充実と共に必須であった。

また、2021 年までの 4 回生時の指導は、前期は、教育実習実施までは、教育実習に関する講義を行った。また、個別に個人面談も行った。実習終了後は、「教育実習反省会」(2 コマ)を開催、各自の経験を共有した。実習後の 4 回生後期は、毎週、「教育実習」・「教職実践演習」を連続して開講した。

ただし、教職履修カルテを活用し、これまでの教職の学習をふりかえり、力量を高めていくといった取り組み面は弱く、課題として残されていた。

教育実習事前指導として、3 回生後期に「教育実習事前指導」を開講した。主に、学習指導案づくり、及び模擬授業とそのふりかえりを行っている。

4 回生時は、「教育実習(集中)」として、教育実習までに、教育実習に関する講義を 4 回実施。さらに、個別面談を全員に行った。事後指導は、終了後のレポート報告とともに、9 月に、教育実習のふりかえりを行った。また、2022 年度は、そのふりかえりを、3 回生の「教育実習事前指導」でも発表し、3 回生とも議論を深めた。今後も、教育実習から得たものを、自身に活かすことはもちろん、さらに後輩にもつなぐ取り組みとしていきたい。

さらに、実習の経験も活かし、一層の授業づくりの深化を目指して、2022 年度より、3 回生の「教育実習事前指導」での模擬授業に参加させ、コメント発言及びシート記入を課し、授業研究をさせる取り組みを行った(「教育実習(集中)」の授業の一環)。このように、教育実習の事前・事後指導を、3 回生と 4 回生の授業を連関させ、取り組んでいくシステムに改良した。次年度以降、さらによりよい授業形態を模索していく。

教職履修カルテに関しては、2022年度より、形式を改め、本学独自のものを再作成した。現在、その移行期間となっている。今年度までは、教職履修カルテを記入させてはいるものの、そのカルテの活用体制が十分には確立されていなかった。

今後、回生ごとの学生への指導体制を早急に確立させたい。具体的には、来年度から1年次入学直後に「教職課程オリエンテーション」を実施し、教職を希望する学生に「教職履修カルテ」の意義と記入方法を説明する。また、2・3回生には各学年の修了時（3月）に、履修カルテの記入による学年の振り返りと、今後の学習の展望を行うよう指導を行う計画である。

また、履修カルテの有効活用の一環として、来年度からは、教職履修カルテの作成を「教職実践演習」履修の前提条件とすることにした。このことで、「教職実践演習」での十分な活用が期待される。

今年度は、「学生自身による省察」ならびに「学生相互の学び合い」の促進を通じた学生の力量向上を図ることをめざして、従来の取り組みの改善を行った。教職実践演習および教育実習に関連するもののうち、特に意識的に行った取り組みとしては、次の2点が挙げられる。

① 教職実践演習における省察の機会の充実

今年度は、教職実践演習において、教職課程全体のふりかえりをふまえて行う自身の学びの省察の機会を充実させることをねらった。具体的には、自身の教職履修カルテの内容も参照しながら、教職課程全体をふりかえり、教師としての自身の力量を高めるために自身が特に意識して取り組んだことや役に立ったと感じることとその成果、および、教師としての自身の力量を高めるために今後さらに取り組む必要があると感じている課題と、その課題の解決に向けた取り組みの案や見通しについてまとめた資料を受講生一人ひとりが作成し、小グループでの発表と相互検討を行う取り組みを、授業に位置づけた。

また、これ以外にも、授業づくりや学級経営、生徒指導、教師の専門性などに関するトピックについて、授業担当教員からの話題提供をふまえながら、自身の教育実習やこれまでの学びをふりかえって議論を行い、視野を広げたり考えを深めたりするための機会を設定した。

これらの取り組みを通して、学生自身の省察を促し、これまでの学習を通して得てきた知識や経験などの意味づけや再構成、今後への活用の促進をねらったのである。

② 学年を超えた学び合いの機会の設定

本学では教育実習の事前指導の一環として、教育実習を翌年度に控えた3回生に、学習指導案の作成と模擬授業の実施、および模擬授業後の授業検討会に取り組むことを課してきた。今年度は、3回生を対象としたこの一連の学習過程に、4回生にも関わ

ることを求めた。具体的には、3・4 回生合同の「学習指導案の検討会」を設定し、3・4 回生合同の少人数グループを編成して3 回生が作成した学習指導案の検討を行い、その改善を促した。また、4 回生には、すべての3 回生が順に授業者となって行う模擬授業および授業検討会に生徒役として参加し、自身が教育実習時に得たアドバイスや知見などもふまえながらコメントを行う役割を果たすことを求めた。

同様に、上記①で示した4 回生の教職実践演習での課題への取り組みの成果についても、4 回生同士での発表と議論だけではなく、3・4 回生合同の少人数グループを編成して3 回生に対する発表と意見交換を行う時間も設定した。

以上の取り組みは、3 回生にとっては、教育実習を経験した身近な先輩である4 回生に教育実習の様子もふまえたアドバイスをもらうことで教員からのアドバイスとは異なる刺激や学びを得る機会となることをねらったのものである。また、4 回生にとっては、3 回生との関わりの中で自身の教育実習や教職課程全体での学びをふりかえり、そこで学んだことや考えたことなどを言語化して他者と共有・議論し、その後の自身の学びに生かすための機会となることをねらったのものである。

今後は、こうした取り組みに対する学生の意見もふまえながら、よりよい実施のあり方を探り、改善につなげていくことが肝要であると考えている。

また、ここ10 年の本学の教員免許取得希望者は、各学年30 人程度となっており、教員が個々の学生の学習状況を把握したり指導や支援を行ったりしやすい環境がつくられている。しかしながら、言うまでもなく、学生は教職課程を担当する教員との関係の中でのみ成長するものではない。すなわち、教職課程担当者以外の教員や学生同士、学外の人々との関係なども重要である。この点もふまえて、本年度に進めてきた取り組みへの1・2 回生の参加を促すことで学年を超えた学び合いの機会を拡充したり、学内に公開するかたちで行う発表会などを企画することによって、教職課程に関わる学習活動により多様な教職員の参加を促すことで学生の具体的な学びの様子の共有とそれをふまえた教職課程の質の向上に向けた全学的な議論を促したりすることの可能性についても検討していきたい。

さらに、教育実習の実習校の配属についても、課題が残されている。2021 年度までは、それ以前の取り組みを踏襲し、主に母校実習を基本として実施してきたが、2022 年度については、可能な限り、配属実習のかたちにしてできるよう努めてきた。しかしながら、本学の対応が遅くなってしまったためにすでに受け入れ可能人数の関係で受け入れていただくことが難しい学校や、卒業生以外の受け入れは行っていない学校もあり、すべての学生の円滑な配属を行うことはできなかった。教育委員会や個々の中学校・高等学校との連携の強化などを図ることによって、実習校と大学との密な連携のもとにより円滑な実習校配属と効果的な教育実習を実施できるような体制を整備していくことは、今後の重要な課題である。また、本件については教育委員会や実習校との教育実習に対する共通認識の深化も重要になると考えられるため、本学独自の取り組みだけではなく、大学の連合である教職

課程協議会等との連携も図りながら取り組みを進めることについても検討する必要があると考えている。

4-1 教員配置

[大学全体]

学部・学科別の教員配置 1-3 の項で示したとおりである。

本項では、「教職課程認定基準」に対応した専任教員数を示す。

配置人数は下表のとおりで、基準を満たす専任教員を配置している。

学部

	区分	教科	複数学科開設の場合開設学科	本学専任教員数	必要専任教員数	
中学校	教育の基礎的理解に関する科目等			3	2	
	教科に関する専門的事項等	宗教		3	3	
		社会		4	4	
		国語		4	3	
高等学校	教育の基礎的理解に関する科目等			3	2	
	教科に関する専門的事項等	宗教		3	3	
		地理歴史		3	3	
		公民	日本史		3	3
			社会福祉		3	3
		国語		4	3	
		書道		4	3	
		福祉	社会福祉		4	4
臨床心理			4	4		

特別支援学校	特別支援に関する科目	①	1	3
		②	視 0、聴 0、知肢病 1	
		③	視 0、聴 0、知肢病 1	

①特別支援教育の基礎理論に関する科目

②特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童または生徒の心理、生理及び病理に関する科目

③特別支援教育領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童または生徒の教育課程及び指導法に関する科目

幼稚園教諭	保育内容の指導法及び教育の基礎的理解に関する科目等	4	4
	領域に関する専門的事項	4	4

養護教諭	教育の基礎的理解に関する科目等	2	2
	養護に関する科目	3	3

4-2 教職課程運営体制

[大学全体]

教員養成に係る組織・構成員は、ホームページに公表している。

教員養成の状況に関する情報

本学ホームページ TOP > 大学案内 > 情報公開 教育情報の公表 教員養成の状況に関する情報 > (2) 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること

本学の専任教員配置は、1-3の項で示したとおりで、2学部6学科の他、教職課程、教養教育課程等の諸課程、付置研究所から構成されている。

教職課程配置教員が中心となり取り組むことは勿論のことであるが、本学では全学的に協力して教員養成に努めており、その中心となるのが「教職課程委員会」である。

この委員会は、教職課程主任、教職課程を設置する学科主任、教職に関する実習担当教員で構成している。教育職員免許法施行規則第22条の7に定められた、全学的に教職課程を実施する組織と位置付け、学部や免許種の垣根を越え、教員養成に係る事項は一元的に取り扱う。また、教員の他に教務課免許資格担当職員も参加し、教員・職員の協働体制を構築している。

委員会では、教育課程や教育実習に係る事項を審議する他、学生の動向、教員採用試験や就職の動向等を報告し、目的、目標、最新情報等を共有している。

4-3 FD・SDの実施状況

[大学全体]

SD・FDの取り組みは行っているが、教職課程に特化した取り組みは実施していない。

これまで、講義の質保証、合理的配慮、建学の精神をシラバスへ活かす方法等、大学の全講義を対象とした質保証・向上をテーマとしてきた。今後、教職課程質保証や社会のニーズ等をテーマとした取り組みを検討していきたい。

5-1 教職課程に係る情報の公表

[大学全体]

教職課程に係る情報は、次のホームページにて公表している。

「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に係る大学としての情報公表

教育情報の公表

本学ホームページ TOP > 大学案内 > [情報公開 教育情報の公表](#)

「教育職員免許法施行規則」第 22 条の 6 に定める教職課程に係る情報公表

教員養成の状況に関する情報

本学ホームページ TOP > 大学案内 > [情報公開 教育情報の公表 教員養成の状況に関する情報](#)

このうち教職に係る情報公表のページは、大学としての情報公表の様々な項目に点在する教職に係る情報を当該ページにリンクを貼り集約したものである。

ここでは教員養成に係るカリキュラム、担当教員、シラバスの他、過年度の教育職員免許状取得者数、教員就職者数を広く一般に公開している。

5-2 教職課程に係る自己点検・評価に関する情報公表の状況

[大学全体]

今回が初回となる本自己点検・評価については、報告書等必要情報を 5-1 で述べた以下のホームページに掲載することを決定した。報告書が完成次第、掲載する。

教員養成の状況に関する情報

本学ホームページ TOP > 大学案内 > [情報公開 教育情報の公表 教員養成の状況に関する情報](#)

6-1 学生確保の取組

[大学全体]

受験生に対し、本学にて取得できる教育職員免許状については、次のとおり情報提供している。

1) 取得可能免許・資格の公表

受験生向けに配付する大学案内の冊子にて、教職に留まらず本学にて取得できる免許・資格一覧表を冒頭に掲載し、希望する学部学科を取得希望免許・資格から検索できるようにしている。学部学科の項目では具体的な資格の内容、取得方法に加え、卒業後の進路について説明している。また、この情報はホームページに公表している。

本学ホームページ TOP > 入試情報 > 学部・学科 > 各学科 > [取得可能な資格・免許](#)

2) 直接相談できる機会の設定

本学にて取得できる免許・資格に興味を持つ受験生は、冊子やホームページの情報に留まらず、もっと詳しい内容を求めることがある。これに対応するため、入試課に問い合わせをいただくと、いつでも相談内容を受付、担当部局より返答する体制を整えている。

この他、オープンキャンパスでは免許・資格に係る特設ブースを設け、担当部局職員が待機し、様々な問い合わせに対応している。

6-2 教職希望学生の把握

[大学全体]

回生ごとに教職オリエンテーションを実施している。参加学生には、教育実習登録票の提出を求めており教職課程履修希望者や取得希望免許種などを把握している。

現在のところ、学生の単位習得状況や学習進捗の把握まではできていないので、教職履修カルテなどを用いて単位習得状況や学習の進捗を確認できるようにすることを検討している。

6-3 履修指導の状況

[大学全体]

教職課程に係る事務手続きや履修指導等を行う専門の窓口として「免許資格支援センター」を設置しており、教職課程に関する情報発信や個々の学生の意欲や履修状況等を把握しながら適切な指導を行っている。必要な情報を迅速に周知し、関係教職員が密に連携しながら学生指導にあたっている。また、全学生に配付している『学修ガイドブック(履修要項)』では、必要単位や授業科目の情報のみならず、教育実習に向けたスケジュールを示すなどして、どの時期に何をすべきな

のかを学生達が意識しながら過ごすことが出来るよう工夫している。

また、教職履修希望者向けに回生ごとに教職オリエンテーションを実施している。オリエンテーションでは、必要な単位数や実習前年度までに履修しなければならない科目などの説明を行っている。実習前年度に行うオリエンテーションでは、個々の学生の実習希望校種や教科、実習に向けた希望や課題などを確認し、それらも踏まえながら教員による実習校の配属を行っている。

6-4 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の学生への周知

これまで、策定していた教員養成に対する理念（目標）および達成するための計画を学生に、直接周知する機会はなかった。そこで、2022年、「本学が目指す教員像」をあらためて全学的に決定し、2023年度からは、回生ごとに行うオリエンテーションで、その方針を説明する。また、履修モデル等も示し、教職課程での学習プランの設定や目標実現のための指導、援助を丁寧に進めていく。

6-5 教育現場との接触機会の設定

2022年度末時点で、教職課程の授業として、教育現場に触れる機会を提供していない。2023年度より、「教育研究フィールドワーク入門」を、2024年度より、「教育研究フィールドワーク」・「教育実践フィールドワーク」を順次、開講していく。

授業における外部講師招聘については、育成を目指す教員像の沿い、実施している。2022年度は、「教職概論（中等）（初等）」で、現場で活躍している現職中学校長をお招きし、現在の学校現場の様子とともに、現場で求められる教員像について講話していただいた。

また、学生の実態として、将来教員としてファシリテーターとしての役割を果たすための経験は不足していると考えている。授業づくりの際に求められる資質として、生徒どうしをつなぐファシリテートの力の育成を重視したいと考えている。そこで、「生徒指導の理論及び方法（進路指導を含む）（初等）（中等）」の授業に、教育コーディネーターを招聘し、さまざまなアクティビティを集中的に学ばせている。また、この授業には、元小学校校長にも参加していただき、授業に協力いただいている。

今後、教職課程として、研究者や現場教員等をお招きし、研究や経験をお聞きし、議論する機会を設定していきたいと考えている。

6-6 教職に有効な講義外活動

各教育委員会やその他の団体から、教職に有効な講義外活動のお知らせがあった場合、授業及び学生ポータルで、その都度、周知し、それらの活動への積極的な参加を呼び掛け

ている。また、参加者には、任意で、その後の活動状況や悩み、成長度を報告してもらっている。

また、本学の教員も関わる「右京区学生選挙サポーター」（右京区選挙管理委員会）、**右京中学生学習会「ひまわり」（京都市ユースサービス協会）**等、教職を目指す学生にとって、きわめて有効であると思われる課外活動については、積極的に入会を勧めるとともに、助言も行い、ふりかえりまで、丁寧に行っている。

6-7 キャリア支援

[大学全体]

教職課程と連携をとりながら、ポータルサイトや掲示物、面談等を通じて、教職希望の学生について個々の要望に応じた情報提供及び試験対策サポートを行っている。

★お役立ちリンクに入れています。

公務員採用試験:教員の欄です。

<https://www.hanazono.ac.jp/career/link.html>

6-8 卒業生との連携

[大学全体]

例年4回生卒業時に、教諭・講師として赴任の際には、教職課程として、赴任校を確認している。ただし、それ以降の把握は、大学としては要請しておらず、個人的に連絡をしてくれる卒業生のための把握に留まる。

また、教員が主宰する各種の研究会へ招待し、共同研究を継続して行う卒業生も存在する。さらに、在学生に、教員としての講話や教員採用試験合格体験報告等で出講してくれるよう卒業生との連絡はとりあうようにしている。ただし、大学として組織的な情報の把握はできていない。

なお、2022年度は、初の取り組みとして、2020年度卒（2021年度採用試験合格）の現職教員から合格体験を聞く会を実施し、教員6名、学生35名が参加した。今後も継続して実施していきたい。

7-1 教育委員会との連携

[大学全体]

本学では、京都地区大学教職課程協議会に加盟しており、同協議会を通じて京都府教育委員会と連携・交流を図っている。また、学内での教員採用試験の説明会を実施し、そこで得られた情

報を学生指導に生かしている。

7-2 実習校との連携

[大学全体]

教育実習では京都地区大学教職課程協議会を通じ、京都府教育委員会・京都市教育委員会及び他教員養成大学と連携することで円滑な教育実習の実施を図っている。また、必要に応じて教育実習期間中、教育実習協力校に訪問して実習生の巡回指導を行っている。コロナ感染症の影響があり、対面での訪問が難しい場合は、電話などの別な手段をもって教育実習協力校と連携している。

7-3 他大学との連携

[大学全体]

京都地区大学教職課程協議会(以下、京教協)、全国私立大学教職課程協会(以下、全私教協)及び同協会の地区協議会である京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会(以下、京私教協)に加盟し、連携・協力を図るための体制を整備している。

また、京教協では毎年教育実習反省会を実施しており、加盟大学間で実習に関するトラブル対応等の事例共有に加えて、京都市教育委員会や同市校長会から教育実習に関する意見等を伺い、学生指導に役立てている。京私教協では年3回「京私教協教員免許事務勉強会」を開催しており、免許事務に関する勉強会を通して業務や学生指導に役立てている。